

# 組合の権利ニュース

発行：2019年1月3日 東海地区私立大学教職員組合連合 **第67号**  
〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3、401 TEL052-883-6969 FAX052-883-6968  
E-mail : hi02-put@roren.net http://www.roren.net/shidai/

## 謹賀新年

争議単組(中京大・名芸大)へのご支援

今年もよろしくお願ひ申し上げます

明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。2018年の東海私大教連の労働争議は、5件(中京大1件、名芸大3件、A大1件)でした。中京大事件と名芸大3事件は、継続しています。

私大教連組合員の皆さん、厳しい状況ですが、是非ともご支援、よろしくお願ひ申し上げます。



### 中京大 不当解雇撤回闘争 労使慣行を取り戻す、学生の学ぶ権利を守る闘い

羅教授の真の解雇理由は、大学自治を大事にし、教授会構成員に依拠する羅教授の姿勢が一部理事には邪道に映ったからです。この闘争は、教職員、教職員組合、理事会が一体となって大学を発展させてきたかつての労使慣行を取り戻す、学生の学ぶ権利を守る闘いです。



### 名芸大 組合攻撃(不当労働行為)打破、大学自治・教学権侵害を許さない闘い

理事会が委員長・副委員長を不当解雇した真の理由は、理事会の経営責任を追究し、教学の民主化を求める組合運動を封殺するためです。この闘争は、労働条件は労使合意で決定する、教学権尊重の大学運営を取り戻す闘いです。同時に、正当な組合活動として、職場内での組合ニュース配布活動を認めさせる闘いです。



## 中京大学事件 11月22日第12回期日(弁論準備)

**絶対、負けない。**

地位確認等請求事件・賞与返還等請求事件についてです。11月22日に弁論準備が開催され、多くの方に傍聴支援をしていただきました。ご多忙のところ、ありがとうございました。



写真は弁論準備後の報告集会のようす

羅教授が名古屋地裁に訴状を提出したのは2016年12月27日、それから2年が経過しました。2018年度の弁論準備では、主に裁判所から提案された、労使双方が作成している争点整理表についてやりとりが継続しています。今回の弁論準備においても、争点整理表（懲戒処分手続き、慰謝料、物品交換など）についての質疑がされました。裁判は、証拠調べにかかる課題が多いこともあり、長期化しています。進捗状況としては、原告（羅先生）が地裁に提出した訴状に加え、準備書面は（10）を数えます。対する被告（梅村学園）が地裁に提出した答弁書に加え、準備書面は（15）を数えます。これに、原告被告双方から膨大な証拠書類が提出されています。

絶対に負けられない闘いです。引き続き、ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

★中京大事件弁護団（小島弁護士、森弁護士、水谷弁護士、安井弁護士、廣田弁護士）

## 両事件の今後の予定 傍聴支援 よろしくお願ひします

名芸大事件 第3回弁論準備 日時 2月6日（水）10時30分～ 名古屋地裁2階

中京大事件 第13回期日（弁論準備）日時 2月7日（木）14時30分～ 名古屋地裁2階

## 東海だけではない **東京私大教連**権利闘争の紹介 その①

労働争議は、全国的にも多発しています。私立大学も例外ではありません。「組合の権利ニュース」を通じて、他地区の労働争議についても紹介します。今回は、東京私大教連の労働争議の紹介その①です。以下は、11月10日開催の東京私大教連第42回定期大会議案書からの抜粋です。

**淑徳大**：学部廃止を理由とした不当な整理解雇を撤回し、大学教員としての雇用の継続を求めるたたかい。異常な支配介入と団交拒否（学内での組合活動の禁止、郵便物の返送・転送等）とのたたかい【都労委・中労委で勝利命令】。

①都労委への不当労働行為救済申し立て（2015年8月6日）に対しては、2016年11月9日に組合の主張を全面的に認め、理事会の支配介入と団交拒否を不当労働行為と認定する都労委の救済命令が下されました。理事会は11月15日に中労委に再審査申立を行いました。中労委は2017年10月18日に初審命令はすべて妥当とする棄却命令を下しました。しかし、理事会が11月1日に救済命令の取消を求める行政訴訟を東京地裁に提訴したため、組合は中労委に対して東京地裁に緊急命令の申立を行うよう要請し、中労委は2018年3月19日に緊急命令申立を行いました。行政訴訟では5回の調査の後、2018年10月1日に法人側証人の証人尋問が行われました。12月10日に結審する見込みです。

②2017年3月31日、理事会は淑徳大学国際コミュニケーション学部の教員である組合員3名に対する整理解雇を強行しました。組合は4月3日、大学教員としての雇用の継続を求める地位確認訴訟を東京地裁に提訴しました。訴状において組合は、法人の財政状態は極めて健全で人員削減の経営上の必要性がないこと、また、組合員3名は他学部等において担当可能な科目が多数あること、実際に他学部に配置転換等されて雇用が継続している教員が多数存在すること等を指摘し、理事会が解雇回避努力を著しく怠っていることは明白であり、整理解雇の要件を満たしていないことを主張しました。しかし、理事会は、「本件は整理解雇ではない。原告らは国際コミュニケーション学部限定、かつ、職種限定（教員）の雇用契約であり、同学部の廃止によって同学部での労務提供があり得ないから、雇用契約を解除した」との不当な主張に終始しました。

東京地裁では現在まで13回の期日を通じて論点が整理され、11月19日に証人尋問が行われます。淑徳大教職組のたたかいは、私立大学教員全体の身分と雇用にかかわるたたかいであり、必ず勝利判決を勝ち取るよう、傍聴支援や共同署名等の支援を強化することが求められます。